										法定給	付					円
1	傷 病 傷病手旨	手 当	≨ 金 ⊦ m 全	金請习		き書			決定額	附加給	:付	1		\prod	T	円
,	<i>易"</i> 的丁 _	日 亚 門1	\\\H_2\\\		114					計	1	1			T	円
組合員証番号		組合	員 氏 名	Z			年	月	∃ か	À	Г			<u> </u>		
					請求期間			月		請求金額						円
資格取得年月日	1	年	月	日	休職発令		年月	月 日	なく	务 で き なった	-		年	月	l	日
資格喪失年月日	1	年	月	日	年月日		'			刃の日						
老齢 障害 年金の額	im.			円	老齢障害	年金の)支給年月				年		月			
障害一時金 障害手当金	頁			円	障害一時金 障害手当金		支給年月日				年		月		日	
	傷病名	<u></u>					発病(初	J診年月	月)				年	月	J	日
	症状及び	バ経過			-											
療養のため勤務 (労務)できない																
ことに関する医師の証明																
明の証明 (具体的に記入 してくださ																
い。)																
		年	月	日	1			Т	EL							
		医師 住 所						-	L L							
						氏 名	í							Ø		
1 = 0 1.40	-+-12-1-3-	*.														_
上記のとおり								Т	EL							
公立学校	共済組合和		郭 様		請求者	住 戸	斤									
	年	月	目		詴氺石	氏名								Ø		
				_			·									
上記の記載事	事項は事実	と相違な	よいものと	と認め	かます。											_
								Т	TE L							
	年	月	E		所属所名											
					所属所長 職 氏 名								F	:D		

【添付書類】 初回請求時

- ・傷病手当金試算シート(入力画面及び結果画面) (公立学校共済組合和歌山支部HPの様式・記入例参照)
- ・ 年金額(最新) のわかるものの写し (同一の傷病による障害給付又は老齢給付の年金受給者)
- ・ 傷病手当金と年金との調整に関する承諾書 (同シート内)
- ・ 平成27年10月以降の病気休暇及び普通休職中の給与支給明細書の写し
- ・ 人事異動通知書 (休職発令・無給休職発令) の写し

毎請求時

- ・給付支給状況証明書(同シート内)
- ・請求月の給与支給明細書の写し(給与が支給されていない場合は不要)

傷病手当金請求書(添付書類)

給与支給状況証	明書	組合員	証番号		E	· 名								
組合員の標準報酬月額 × <u>1</u> 22	洲日額(1	0 円未満	「四捨五人)		日曜日	月曜日	火	水	木	金	土			
標準報酬日額	給付日額	給付日額(円未満四捨五入)						曜日	曜日	曜日	曜日	曜日		
 × 2/3 報酬月額(日割りできる手当) 	陌 (斜土港	8	9	10	11	12	13	14						
X	贞(迟不间	践未満切捨)					17	18	19	20	21			
報酬月額(日割りできない手	頂(銭未満	(銭未満切捨)					24	25	26	27	28			
$ imes rac{1}{22}$ 報酬日額(合計) 給付日数							31							
×		給付額(マイナスの場合は0)					請求日数月分							
給付日額 給付日数 ×	性除額 -	給化	寸額(マイ =	給付額 控除額 給付決定額 - =										
休職発令根拠法令(地方公務員法第28条第1項)														
病休期間 10割支給	年	月	8割	割支給 年 月 日~										
休職期間 無 給	年	月	目~	復	年 月 日~									
給付開始日		前回請求分						今回請求分						
年 月	日		年	月	日			4	F	月		目		
上記の記載事項は事実と相	違ないものと	認めます。												
年 月	目		属所名											
			属所長 氏 名								印			
	-													
	入力]												
請求(給付)開始日			から開始	↑ 無給休職開始日を入力してください。 										
前回請求(給付)分			まで 請求済		前回請求した月の末日を入力してください。 (初回の請求は空白にしてください。)									
今回請求(給付)分			から	今回請求	今回請求月の初日を入力してください。									
今回請求(給付)分			まで請え	大 今回請求	今回請求月の末日を入力してください。									
組合員期間が12月未満 のとき「1」を入力														
病気休暇、普通休職又は、無給休 職開始時の標準報酬月額	標準報酬	月額	月数	1										
(傷病手当金初回請求時)														
請求開始前の12月以内の	標準報酬	N月額	月数	請求開始										
標準報酬月額、該当月数①					いる場合は、前の標準報酬月額を記入してくださ							١,		
請求開始前の12月以内の 標準報酬月額、該当月数② (上記以外)	標準報酬	M月額	月数	上記以外に、請求開始前の12月以内に標準報が改定されている場合は、その標準報酬月額をてください。										
日割り計算できる手当			<i>/</i> /A	/-L 🗆 ***L			ı					1		
請求期間の給料月額			給付日数					年4月1日	~		~	ł		
請求期間の地域手当				斉組合の 『準報酬月額		0,000		10,0						

請求期間の

教員特別手当

請求期間の

単身赴任手当

日割り計算できない手当

請求期間の教職調整額

請求期間の扶養手当

請求期間の住居手当

傷病手当金と年金との調整に関する承諾書

<u>傷病手当金と年金を両方受けることはできません。</u> 年金が優先して支給されるため、<u>傷病手当金の支給額が調整されます。</u>

傷病手当金の調整の対象になる年金は、同一の傷病についての障害を事由とする障害厚生(共済)年金、障害基礎年金、障害手当金(一時金)と、退職又は老齢を事由とする年金です。

特に障害厚生(共済)年金・障害基礎年金・障害手当金(一時金)は、請求してから決定までに一定の時間を要することから、傷病手当金が先行して支給されます。この場合、<u>傷病手当金の過払い分を後日返還していただくこととなり</u>ます。

以上のことを踏まえて、いずれか該当するものをお選びください。

□傷病手当金と同一傷病による障害厚生(共済)年金等の請求予定はありません。

□傷病手当金と同一傷病による障害厚生(共済)年金等を請求中もしくは請求する予定であり、年金額との調整が必要な場合には、年金証書の写しを提出し、傷病手当金を速やかに返還します。

□退職又は老齢を事由とする年金を請求中もしくは請求する予定であり、年金額との調整が必要な場合には、年金証書の写しを提出し、傷病手当金を速やかに返還します。

□既に障害厚生(共済)年金等を受給しており、傷病手当金との調整が必要であるため、年金証書の写しを速やかに提出します。

公立学校共済組合和歌山支部長 様

年 月 日

ーデー 住所

TEL

組合員証番号

氏名

(生年月日 年 月 日)